事業推進の心　仮設労働安全新生プラン

陽のあたる安全文化の創造

もうよそう
ヒューマンエラーの他人事
築こう
安全足場で身近なしあわせ
めざそう
安心して暮らせる 心豊かな国創り

ACCESS新聞
Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety

Vol.84

編集・発行人　篠田伸夫
発行所
全国仮設安全事業協同組合本部
〒103－0001
東京都中央区日本橋小伝馬町
15－18　日本橋ＳＫビル
ＴＥＬ03－3639－0611
ＦＡＸ03－3639－0610

北海道支部	〒004－0015	札幌市厚別区下野幌テクノパーク２－１－14	電話(011)899-3275	ＦＡＸ(011)899-3276
東北支部	〒981－0904	仙台市青葉区旭ヶ丘１－43－16（えんどう豆Ａ館103号）	電話(022)301-5280	ＦＡＸ(022)301-5285
関東支部	〒103－0001	東京都中央区日本橋小伝馬町15－18（日本橋ＳＫビル５Ｆ）	電話(03)3639-1571	ＦＡＸ(03)3639-3980
北信越支部	〒950－0923	新潟市姥ヶ山6-5-26（白木ビル2-B）	電話(025)257-0065	ＦＡＸ(025)257-0067
中部支部	〒457－8535	名古屋市南区浜田町1-10　２Ｆ	電話(052)614-0701	ＦＡＸ(052)614-0705
近畿支部	〒550－0006	大阪市西区江之子島１－６－８（シャンピア阿波座1003号）	電話(06)6443-5213	ＦＡＸ(06)6443-5214
中国支部	〒730－0016	広島市中区幟町3－55（幟町ゼネラルビル６Ｆ）	電話(082)511-2051	ＦＡＸ(082)227-2720
四国支部	〒769－2101	香川県さぬき市志度1883－1（大河原ビル202）	電話(087)814-2245	ＦＡＸ(087)814-2246
九州支部	〒811－2101	福岡県糟屋郡宇美町大字宇美字吉野ノ口3426-9	電話(092)957-0032	ＦＡＸ(092)957-0033

ホームページhttp://www.kasetsuanzen.or.jp/　Eメールinfo@kasetsuanzen.or.jp　各都道府県の支所へのお問い合わせは、各ブロックの支部まで連絡ください。

シリーズ④宮城県

自治体の建設関係部長に聞く

ソフト面の足場の安全点検を強化

プロとしての目と技量を養う

三浦部長（左）と中村支部長

宮城県土木部長　**三浦　良信**氏

聞き手＝**中村　敏東北支部長**

中村　仙台土木事務所長などを歴任されて本年4月から現職に就任されましたが、宮城県のご出身ということもあり、県への思い入れは人一倍お強いのではないでしょうか。

まずは、現在の建設事業についてお取り組みなどをお聞かせ下さい。

三浦　今年度から宮城県では、今後10年の姿をイメージした「宮城の将来ビジョン」を策定しました。その将来ビジョンの実現に向け、土木部として特に関わっていかなければいけない点が2点あります。

その一つ目が「富県宮城」です。産業の競争力強化には交通ネットワークの構築が重要ですから、その基点となる空港・港湾や、それらを結束する高速道路の整備により、物流を支える社会基盤整備を推進していくこととしています。

二つ目は「美しく安全な県土づくり」です。その中でわれわれが一番心配し喫緊の課題としているのは、間違いなくやってくるであろう宮城県沖地震への備えです。被害の最小限化を目指したハード・ソフト両面からの施策をやっていかなければいけません。ハード面で言えば橋梁などの耐震化を含めた諸々の震災対策です。また、宮城県は三陸沿岸も控えていますから津波対策も重要です。

そして、ソフト面では人命を失わないための対策が必要であり、特に高齢化が進む昨今では重要な施策だと考えています。

中村　先日の新潟県中越沖地震では高齢の方が多数犠牲になられました。その点も踏まえ、県民の方々が安心して暮らせる県土整備を最優先課題とされているわけですね。

ところで、県のホームページで平成19年度県工事事故防止対策事業計画を拝見したところ、手すり先行工法についても記載されていましたが、その経緯や内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

三浦　平成15年に厚生労働省から『手すり先行工法に関するガイドライン』が策定されたのを受け、宮城県では平成16年度からモデル工事とし、平成17年度から標準化としました。そして、平成18年度からは県工事事故防止対策事業計画に記載し、さらに平成19年度は同事業計画の中の重点目標として「手すり先行工法に基づく働きやすい安心感のある足場の設置」と「その費用を適切に計上する」ことを挙げています。

中村　事業計画の中ではソフト面についても記載されていますね。

三浦　現場の安全点検をさらに充実していくこととしました。これまでもベテラン職員を中心に、約190人の安全監理監督職員を各事務所に配置し、労働基準監督署と合同で実施する場合も含め、毎年度1100カ所前後の現場で点検を実施しています。点検の重点項目としては倒壊・崩壊や建設機械関係、そして墜落・転落をポイントとして実施しているところです。足場に起因する事故は重大災害に直結しますから、そういった危険レベルの高いものについては、より力を入れていく必要があります。

中村　私どもでは平成13年から仮設安全監理者による足場の安全点検を実施しておりますが、将来的には全国の全現場での足場点検の実施を目標としていますので、現在は仮設安全監理者の育成に特に力を入れています。最近では、各県の建設業協会と建設業労働災害防止協会との共催・後援などで、建設事業者を対象にした仮設安全監理者資格取得講習会を実施しており、多数の方に受講していただいております。

三浦　全産業に言えることですが、労働災害を防止するうえで安全点検は大変重要ですし、また点検には安全に関する専門知識が必要だと思います。目を養うことは重要ですし、そういう目を持った人が増えることはよいことです。

中村　県工事事故防止重点対策は大変充実した内容で、土木事務所長などでのご経験が生かされているのではないかと感服致しました。ぜひ三浦部長の安全観についてお聞かせ下さい。

三浦　やはり発注者側としても、また受注者である雇用者側としても安全対策に十分配慮するべきですし、しっかりと安全対策を実施し、実務で役立つように総合力を向上させている企業には、受注機会が増えるような仕組みを考えなければいけないでしょう。現場で毎日仕事をしている方たちには、プロとしての目と技量をしっかりと養ってもらいたいですね。

中村　アクセスまたは建設業界へ向けた提言やご要望があればお願い致します。

三浦　技術開発、研修、ソフト対策にしろ、より良い方向に向かって努力していただければと思います。入札契約制度が激変してきていますが、われわれも適切に設計していくつもりですので、適正な工事を安全に行ってもらいたいと思います。品確法の趣旨も踏まえ、価格競争一辺倒ではなく、健全な企業経営と、働いている人たちの安全確保をしっかりとやってもらいたいです。

住宅局3大テーマ

①安全・安心の一連の法整備
②ストック重視の200年住宅の実現
③地球環境保全

「予防に勝る安全確保なし」

予防の決め手は安全点検・検査

対談　国土交通省住宅局長　**和泉　洋人**氏

2005年に発覚した耐震強度偽装事件は、まったく予想もしない出来事だったため、国民に大きな衝撃を与えました。国土交通省は、法律の改正や新たな制度の創設など矢継ぎ早に対応策を講じ、再発防止に努めています。新たな展開として将来を見据えた住宅ビジョンの実現にも取り組んでいます。ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）のサイクルで良いスパイラルをつくっていくことが必要とする和泉洋人住宅局長を、小野辰雄全国仮設安全事業協同組合理事長が訪ね、住宅政策や事故防止などについて意見を交換しました。

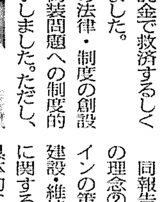

全国仮設安全事業協同組合
理事長　小野　辰雄

小野　まずは、住宅局の本年度の重点施策からお話いただければと思います。

和泉　まず一番目は、2005年に発覚した構造計算書偽造問題では、国民の皆様に大きな不安を与えました。地震国の日本において、建築基準法に定められた耐震基準を満たさないマンションやホテルなどが建設されていたという事実は、人々の命や財産にかかわるものであることから大きな社会問題となりました。こんなことは二度と起こしてはなりません。非常に衝撃的な事件であり、われわれにも大きな教訓を与えました。

しかし、おかげさまで昨年の通常国会で建築基準法の改正を行い、一定規模以上の建築物には二重にチェックすることといたしました。また、構造は一番大事ですから、確認検査機関への監査もより厳しくし、罰則も大幅に強化することが決まりました。

さらに、昨年の臨時国会で建築士法を改正し、構造設計一級建築士や設備設計一級建築士制度を新設し、同じような大きな建物には、このような専門的な建築士が構造をチェックする体制を整え、建築士の継続教育についても導入しました。

このほか、今般の国会では、「特定住宅瑕疵（かし）担保責任の履行の確保等に関する法律」が成立しました。1999年の住宅品質確保法により住宅事業者などには、10年間の瑕疵担保責任が義務付けられております。ところが不幸にして瑕疵がありながらも、デベロッパーが倒産した場合、瑕疵担保ができず、公的資金で賄わざるを得ないケースが今回発生しました。こうした不備を補う形で、仮にデベロッパーが倒産しても、保険や供託金で救済するしくみができました。

これらの法律・制度の創設により、偽装問題への制度的対応は完了しました。ただし、改正建築士法は施行まで2年弱、瑕疵担保法は2年半弱あります。これらの法律を円滑に施行することが、今後最大のテーマとなるでしょう。

二番目は、超寿命住宅施策の推進です。ことし5月に自民党の「住宅土地調査会」（会長・福田康夫元官房長官）は、住宅としての価値が超長期にわたって維持され、世代を超えて循環利用される〝200年住宅〟の実現を目指す「200年住宅ビジョン」を提言しました。これを受けて住宅局もさまざまな法整備を検討していきます。

同報告案は①200年住宅の理念②超長期住宅ガイドラインの策定③200年住宅の建設・維持管理・流通システムに関する政策提言が柱です。新築時の設計・施行内容、リフォームや点検時の履歴を蓄積し、これらを『家歴書』として整備すべきことや、200年住宅の実現・普及に向けた先導的モデル事業の実施―などを掲げています。

この基本的な発想は将来、少子高齢化を迎え、明らかに福祉負担が増え、同時に廃棄物処理に伴う地球環境問題もより厳しくなり、今のように住宅の寿命が短いままでは、新たな時代に対応できないという認識によるものです。はじめから質の高い住宅を供給し、丁寧にメンテナンスをし、長く大切に活用する。これが住宅施策の大きなテーマです。

昨年6月に施行された住生活基本法や9月に策定した住生活基本計画でも、新築からストック重視、市場重視の方針に転換しましたが、これからは、量から質へと日本全体が大きく変わらなければなりません。住宅政策も大きな転換期を迎えているということです。

三番目は地球環境問題です。来年度から京都議定書の第一約束期間に入るのですが、欧州諸国がCO^2（二酸化炭素）の排出量は順調に減らしているのもかかわらず、わが国は逆に増えていて、このままではとても履行できません。05年に京都議定書が発効され、それを実現するための目標達成計画が閣議決定されました。

省エネ・省CO^{2}計画を実現していくためには、民生部門でも大きなてこ入れを図らなければ、計画達成は困難です。民生部門の対策を強力に拡充・推進し、京都議定書の実現に向けてバックアップしていきます。

住宅局の三大テーマを要約すれば、安全・安心の一連の法整備、ストック重視の200年住宅ビジョンの実現、地球環境保全の3点です。

明るい建設産業への転換のカギ―安全安心の取り組み―

安全費用負担は社会慣行に

小野　国民生活の根幹にかかわるすばらしい施策だと思います。これは、国民に対して大々的に報じなければなりません。不備があれば、すぐに法整備し、200年住宅ビジョンや地球環境保全に対する取り組みを見ていますと、未来に対する使命は非常に強いと感じました。

ところでことしも新潟県中越沖地震や台風による災害のほか、温泉施設の爆発といった大きな事故がありました。こうした事態をどのようにとらえていますか。

和泉　災害は忘れた頃にやってくるという諺（ことわざ）がありますが、最近は、「災害は忘れないうちにやってくる」。新潟、福岡等での地震が矢継ぎ早に続いています。また、エレベーター、ジェットコースターなどの遊戯施設、アスベスト（石綿）など国民の生活の安全・安心を揺るがしかねない事故や事件が起きていることが大きな問題です。

これらは、しっかり点検・検査をしていれば防げたものが多かったのです。災害についても、発生後の復興・復旧もさることながら、一番大切なものは予防です。あらかじめ予防できるものに関しては、事前の施策と実施が被害を限りなく小さくしていくことにつながるのです。

たとえば、建設労働災害も事前に防ぐことが重要です。特に、足場に起因する建設労働災害が非常に多い。それを防ぎ、作業員の安全・安心を確保するためには、ハード面における「働きやすい安心感のある足場」の二段手すりや幅木の設置に加えて、ソフト面における「チェックリストに基づく足場の安全点検」も重要なのです。

要は二段手すりと幅木がついたとしても、それらのハード面がきちんと設置されているのか、それらをチェックするシステムが整わなくてはなりません。

また、仕様書通りに正確に設置されていれば問題はありませんが、人間は間違いを起こすものなので、ハード面をチェックするためのソフト面の足場の安全点検が必須です。

そこでポイントなのは、第三者の専門家による点検であります。足場を組み立てた人がチェックをするよりも、第三者がチェックをした方がはるかに信頼性が増します。そういうハード面とソフト面があいまってシステム化して、はじめて安全が担保されるものだと思います。単に個人のモラルだけに頼るのではなく、システムとしての安全対策を確立することが何よりも肝要で、国土交通省としてはその先鞭を切った取り組みを実施しています。

ISO9001のような品質管理システムのポイントはシステム化と文書化です。担当者が変わっても、常に品質の管理ができるようにしています。建設事故防止対策も同じです。仮に、不幸にして事故があっても、次の事故防止に生かせる安全確保のシステムが、建設現場でも整備されていかなければなりません。予防の決め手は点検・検査です。まさに、「予防に勝る安全確保なし」です。

小野　まったく同感です。事前に予知できて、改善措置をしない場合は、まさにそれは事故ではなく事件です。

屋根工事の安全対策の推進

和泉　官房官庁営繕部と連名で、4月17日に通達を出しました。このポイントは、ハード面においては、枠組足場に「二段手すりと幅木」を設置することを求めるとともに、ソフト面においては、「第三者の専門家によるチェックリストに基づく足場の安全点検」を推奨しています。さらに、屋根面工事からの墜落死亡災害も大変多いので、安全に昇降するための足場（昇降設備）や墜落防護柵の設置も求めました。

この内容については、公共住宅事業者等連絡協議会からも、各公共住宅関連の発注者に通知しております。民間の住宅産業界でも同様の取り組みが進められることを期待しております。

ちなみに、ハード面における公共住宅関連の工事共通仕様書への組み入れは、ことしの秋を予定しています。

また、積算基準においても明確に位置付けます。安全に対するコストについては、きちんと払っていくことを社会慣行にしていかなければなりません。こうした地道な努力を積み重ねることが建設労働災害撲滅の近道であると考えています。

小野　建設労働災害防止のための一番必要なことを指摘していただきました。まさにこの点が欠けているために、悲惨な事件や事故が後を絶たないわけです。このように国も民間も発注者の立場で、安全経費に対してはきちんと認識していただければ、工事現場における安全環境も様変わりするのです。

和泉　ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）のサイクルを現場で積み重ねることによって、良いスパイラルをつくっていくことが必要です。これによって不幸な死亡事故が減ることで、建設業が危険な職業ではなくなり、若い人が建設業に参入してくるのではないでしょうか。

公共事業や公共住宅、営繕の現場で普及してくれば、民間にも波及してきます。国土交通省が先頭を切って取り組むことは良いことだと思います。3Kの現場から日本の若い人も参入してもらえるような産業構造にしなければ、建設産業界の明るい未来はありません。「負のスパイラル」から「良いスパイラル」への転換の鍵を安全・安心の取り組みが握っていると言っても過言ではありません。

小野　すばらしい基本方針・理念です。ぜひ国交省は、国民生活の安全・安心のリードを取ってください。今後ともよろしくお願いします。